明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○放送法施行令の一部を改正する政令　二
（二）
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（法務四）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五）　三
○保安林の指定をする件
（農林水産二五、二六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同二七～三一）　四
○肥料を登録した件（同三二）　四
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁一、二）　五
○高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
（国土交通一四）　五
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同一五）　五
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同一六～一九）　六
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同二〇～二二）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一〇～一三）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四、一五）　八
○道路に関する件（東北地方整備局二）　八
○道路に関する件
（近畿地方整備局一、二）　八
〔国会事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号に規定する登録試験機関の登録事項の変更（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他
官庁
財団、行政手続法第十五条第三項の規定関係　三〇九

本号で公布された法令のあらまし

◇放送法施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（総務省）

1　日本放送協会の業務の円滑かつ効率的な運営を図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二三条第一項第八号に掲げる業務であって、同機構の委託により、同協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対して技術者の派遣を行うものに係る事業等を同協会が出資することができる事業として定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。